

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6月28日

【会社名】 第一工業製薬株式会社

【英訳名】 DKS Co. Ltd.
(旧英訳名 Dai-ichi Kogyo Seiyaku Co., Ltd.)
(注) 平成25年 6月25日開催の第149期定時株主総会の決議により、同日から英訳名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 大柳 雅利

【本店の所在の場所】 京都市下京区西七条東久保町55番地

【電話番号】 -
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記において行っております。)
本社事務所 京都市南区吉祥院大河原町 5 番地
電話番号 京都075 (323) 5911

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員総合企画本部長 赤瀬 宜伸

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目 3 番 1 号 八重洲口大栄ビル 8 階
第一工業製薬株式会社 東京本社

【電話番号】 東京03 (3275) 0561

【事務連絡者氏名】 東京本社事務所長 多田 貢

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成25年6月25日開催の当社第149期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金7円

第2号議案 定款一部変更の件

(1) グローバル化への対応とブランド力強化のための施策の一環として、これまで使用してきた英文略称を正式な呼称とするため、第1条（商号）の英文表示を変更する。また、執行主体の立場から離れた代表取締役会長を選定して執行の管理監督を強化するため、第24条（取締役会の招集権者）及び第26条（取締役会の運営）を新設する。

(2) 環境への配慮及び電気料金の抑制を目的に、当社製品製造における副産物であるメタンガスを利用した発電設備を設置し、いわゆる再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって、電気事業者へ電力供給を行うことを企図したため、第3条（目的）に第10号を新設し、「発電および電気の売買」を追加する。

(3) 株主の皆様のご判断により「買収防衛策」が導入できることをあらかじめ定款に定めておくことは、株主の皆様にとり有益と考え、第18条（買収防衛策）を新設する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、大柳雅利、坂本隆司、松本和久、蛭子博幸、浦山勇、赤瀬宜伸、池田克己、本間義昭及び上野啓の9氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、西崎信一氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠の社外監査役として、人西智之氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議結果 (賛成の割合)
第1号議案	29,058	139	0	(注)1	可決(97.64%)
第2号議案	26,954	2,243	0	(注)2	可決(90.57%)
第3号議案				(注)3	
大柳 雅利	28,604	591	0		可決(96.12%)
坂本 隆司	28,634	561	0		可決(96.22%)
松本 和久	28,674	521	0		可決(96.35%)
蛭子 博幸	28,674	521	0		可決(96.35%)
浦山 勇	28,674	521	0		可決(96.35%)
赤瀬 宜伸	28,651	544	0		可決(96.28%)
池田 克己	28,651	544	0		可決(96.28%)
本間 義昭	28,347	848	0		可決(95.26%)
上野 啓	28,656	539	0		可決(96.29%)
第4号議案				(注)3	
西崎 信一	28,922	275	0		可決(97.18%)
第5号議案				(注)3	
人西 智之	28,948	249	0		可決(97.27%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

以上